

情報システムの標準化対象範囲

児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

→ 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。

→ デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

○基幹システム標準化・共通化移行対応スケジュール(案)

工程	担当	2024年度／令和6年度												2025年度／令和7年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
構築作業																										
分科会で標準仕様の運用検討	子ども・家庭若者課 総務課 税務課 学校教育課 保険年金課 障害福祉課 介護保険課 人とくらしのサポートセンター 健康増進課 子育て相談センター 市民課 ※																									
オプション機能検討・開発																										
特定個人情報保護評価(PIA)																										
条例・規則の改正 6月議会想定																										
データ移行(データ補正)																										
システムテスト・運用テスト																										
研修																										

本稼働

※標準化対象システムの改修に伴い、業務見直しが必要となる課（例：会計課）